

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.002

処 分 名	道路の更新占用
処 分 の 概 要	道路占用者は、占用期間満了後引き続き占用をしようとするときは、許可申請・協議書を市長に提出し、許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 4 条第 1 項
審 査 基 準	<p>許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令又は条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため設定しません。</p> <p>占用者が、期間満了後も引き続き占用をしようとする場合は、期間満了日の 1 ヶ月前までに、申請・協議書を提出しなければなりません。</p> <p>記載事項が適切であること・許可できる物件であることを確認し受理をします。</p> <p>「春日部市道路占用許可基準」（平成 29 年 4 月 1 日）</p>
標準処理期間	20 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日
申請時期	占用期間満了日の 1 ヶ月前まで
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■春日部市道路占用規則

第 4 条 道路占用者は、占用期間満了後引き続き占用をしようとするときは、許可申請・協議書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、申請者に許可・回答書を交付するものとする。

■「春日部市道路占用許可基準」に適合すること。